

# 「福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」 制度概要

## 背景

本県では、県外から大量の土砂の搬入事案が相次いでおり、同様の事案に対して抑止策を講じることが急務となっています。

このため、一定の土砂の埋立て、盛土等について規制措置を講じるための条例を制定します。

## 目的

土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、県民の安全を確保する。

## 許可制度

面積3,000㎡以上の埋立て等（埋立て、盛土、堆積）が対象。【第7条】

### 手続きの流れ

土地所有者の同意 【第8条】

住民に対する周知 【第9条】

許可申請 【第10条】

知事による許可 【第11条】

埋立て等の実施

完了届 【第17条】

### 【申請事項】

申請者  
土地の面積、土砂等の量  
埋立て等を行う期間  
土砂等の搬入・埋立て等の  
施行に関する計画 など

### 【許可基準】

構造上の安全基準への適合  
事業を継続できる資力  
土地所有者の同意 など

知事による報告徴収、立入検査、命令等違反の公表が可能

【第23～25条】

【義務】  
管理責任者の設置  
標識の掲示、境界標の設置  
管理台帳の作成  
土砂等の量の知事への報告

【第14～16条】

知事による安全基準への適合性検査

### 行政処分

【第20～21条】

停止命令

・災害の発生防止に  
緊急の必要性

措置命令

・安全基準不適合 など

許可取消

・義務違反、命令違反  
など

### 罰則

【第29～33条】

2年以下の懲役又は  
100万円以下の罰金

・無許可埋立、災害の発生  
防止の緊急の必要性によ  
る命令違反 など

1年以下の懲役又は  
100万円以下の罰金

・安全基準への不適合によ  
る命令違反 など

50万円以下の罰金

30万円以下の罰金

・その他の違反

## 施行期日等

【施行期日】 令和6年6月1日

【経過措置】 条例施行時に土砂等の埋立て等を実施している場合、  
条例施行から3ヵ月間は本条例の許可を受けずに事業を継続できる。